大東亞戰爭完遂に 樂壇總出陣の構へ

日本音樂文化協會で——その方向を指示

大東亞戰爭完遂のためには國民擧つて戰確に赴くの氣魄、覺悟を以て、必勝の信念を長期に亘つて堅持せねばならぬ。この時に當つて音樂關係者も一團火の玉となつて報國に邁進すべきであるが、去る十二日情報局では一般藝能界の代表者を招き戰時下藝能の方向に就いてその實施方針を指示したが音樂に關するものは左の如きものであつた。

（一）徒に藝能文化を萎縮せしめることなく、又小興的な時局便乘に陷ることなく、優秀な作品は過去のものたると現代のものたるとを問はず益々盛に演奏し創作の自發的努力を促し、此の努力を促す組織の強化に努められたい。

（二）短時間に充實せる曲目を供與すること。

（三）演奏會等が特別の地域に於てのみ行はる現狀を是正し、之を及ぶ限り各地に分布せしめ各地域に於て最高級の演奏に接し得るやう工夫すること。從つて農山漁村の職場に對し巡回演奏會の企畫を爲し之を即時實行に移すこと。

（四）演奏會場に於て重要ニュースを及ぶ限り速に通達する工夫を爲すこと。

（五）國民の團結心乃至集團意識の强化を圖ること。

右に關し社團法人日本音樂文化協會では更に具體的に敷衍した注意事項を決定し、左の如く全音樂家に告示することになつた。

情報局指示（一）に關し戰時下に在りては能ふ限り音樂會を數多く開催し、優秀な作曲及演奏を社會の多方面に普及せしめ、又大東亞音樂の建設のための基礎的な指導研究をも盛にするやうにしなければならぬ。演奏會入場料も出來るだけ低廉ならしめることも此際必要なことである

指示（三）に關しては目下同協會で具體案作成中であり（五）に關しては國民に自ら朗唱する機會を與へ、音樂家及好樂家が之を指導する事が望ましい。尚曲目の選定に當つては邦人作曲を努めて演奏すること、現存米英作曲家作品の演奏は我々國民的矜持の許さぬ處で、既に故人となつてゐる米英作曲家の作品でも其の國民の士氣鼓舞を目的として作られたもの及び米英國の民謠調でも、之を米英國の民謠として演奏することに關しても同樣である。又孰れの國の作曲家の作品であらうとも喧嘩で人心を徒らに興奮せしめるもの、柔弱なもの、煽情的、頽廢的なものゝ演奏は絶對に差控ふべきである。

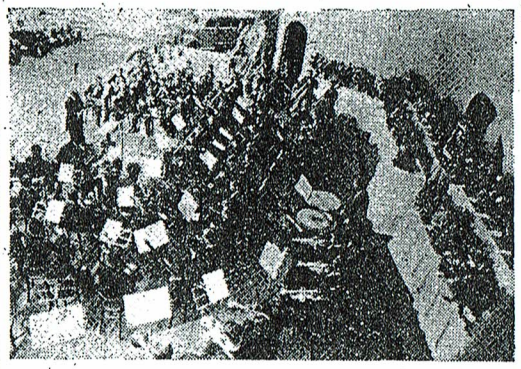

寫眞は去る十一月二十一日行はれた瀬戸口藤吉翁の葬樂式

4-1
「音樂文化新聞」第1号
（'41年12月20日）

純音樂演奏活動にも決戰體制

音樂會マネージャーを招致

情報局で指導要領を指示

既に輕音樂界は、決戰下時局に對應して、その音樂的內容の改善を計るばかりでなく、最近の興行場への音樂歌手、輕音樂團の進出に伴ひ、一元的配給機構の設置に據り、秩序統一ある演奏運營を得やうと努めてゐるが、音樂會場を中心とする純音樂方面は、依然舊態を墨守して時局への認識を缺くものがあり無秩序の觀を免れなかつた。そこで情報局では今般愈々純音樂會の體極的統制に乘り出す事となりその具體化の第一歩として去る八月十一日午後二時情報局內に部下主要音樂マネージャーを招致し懇談會を開催した。當日會議には監督官廳として情報局井上藝能課長、內務省坂井事務官、厚生省主事の外、內閣委員京極子爵、日本音樂文化協會野村常務理事、演奏家協會米林書記長、マネージャー側近藤康二、加藤眞、中谷孝男、竹內友次郎、多田烈、菊地義太郎、野口雄民、築地倉克の諸氏列席、席上宮澤情報官より決戰下に於ける演奏會に克き左の如き指導要領の指示あり今後の音樂界の適切なる運營を要望した

尙この指導要領はたゞに純音樂方面に關するばかりでなく、廣く音樂會一般にも通ずるものであることは云ふを俟たない。

政府側より指示されたる演奏企畫指導要領は次の諸事項に亘るものである。

（一）演奏曲目に關する事項

（イ）敵國及敵性國人の作品は避けること。

（ロ）敵國を謳歌する傾向のあるものは避けること。

（ハ）內容に於て時局下に不適當と認められるもの（例へば陰慘盲無、淫蕩、厭世的なるもの、或ひは反戰的でなくとも徒に平和を讃美するもの等の如き）は避けること。

（ニ）一部の通人にしか分らぬやうなものは避けること。

（ホ）曲名が不健全なものは避けること（例ドン・ファン）

（ヘ）邦人の作品中優秀なるものは努めて演奏すること。

（ト）歌曲上演の際は能ふ限り邦人作品を曲目中に加ふること。

（チ）曲目解說は愼重に考慮し、音樂會を有意義ならしむるやう努めること。

（リ）曲目の配列の適性化に努めること。

（二）プログラム等に贅澤なる化粧品の廣告等を掲載せざること

（ホ）廣告には能ふ限り國策標語を掲載すること。

以上に華美なものを避けること

（ハ）實力ある新鋭、中堅演奏家を起用するに努めること。

（ニ）演奏態度の嚴肅なる者を起用し、態度不謹愼なる者は努めて避けること。

（三）宣傳、廣告に關する事項

（イ）プログラム、ポスター、チラシ、立看板新聞廣告等の宣傳廣告は能ふ限り簡素なるものとすること。

（ロ）用紙、圖案等も實素を旨とすること。

（ハ）外國語の使用は能ふ限り避けること。

（ニ）プログラム等に贅澤なる化粧品の廣告等を掲載せざること

（ホ）廣告には能ふ限り國策標語を掲載すること。

4-2
「音樂文化新聞」第57号
（'43年8月20日）

演奏會出演には 技藝者證が必要

昭和十八年九月一日より藝能關係者は保安課の指示により技藝者證を所持してゐない方は今後演奏會に出演不可能となつたので、これについて以下指導課からの說明をきく

關係者各位は御一讀を願ひたい。

技藝者の證は音樂の演奏又は歌謠を職業としてゐるもののみ（音樂を職業とするものの）に下附されるもので、例へば官公吏は特別の許可なき限り左記に述べる下附申請の手續に出來ない。が、例へば國民學校の先生等で公共的な演奏會に出演する場合學校長の證明があり、年一回位ならば技藝者證なしで認められる場合もある。

尙この種で問題にしてゐるのは興行場又は限定興行場に於ける音樂會の場合であつて、學校の講堂等に於ける無料の演奏會には此適用をうけない事を注意しておく。

演奏部入會審査

次に技藝者證をもらふには如何なる手續が必要か。希望者は先づ本會演奏部に入會せねばならぬ而して之には入會審査があつて通過の暁は審査料（一回）を受けねばならぬ。この講習をうけると終了證が貰ふ。こゝで初めて技藝者證下附の申請をする資格が與へられることになるので申請に必要な書類は履歷書、申請書各正副一通及寫眞二葉（大きさタテ二センチ半ヨコ二センチ）等で、この書類を各人の所轄警察署を通じて終課に提出すると、約一、二ケ月で當通證が下附されるが、この技藝者證は五年目毎に書換へが行はれる。

指導課からのお願ひ

1、技藝證が下附されたら下附年月日及技藝者號を會指導課へ至急御通知下さい。

2、住所の變動、團名の變更等については其の都度御通知下さい（用紙は指導課にあります）

例會は月一回第三月曜日（場所は現在村田スタヂヲ）に行はれてゐる

この審査の基準は音樂文藝とするに充分かどうかを音樂の基礎的技術に就て審査する。

審査員氏名は左の通り

聲樂（常任）內田榮一、伊藤武雄、原信子、四家文子

器樂（常任）荻原英一、齋藤秀雄、平井保三、橋本二郎、上田仁

輕音樂（歌謠曲を含む）（常任）大村能章、（常任）橋本國彥、宮田東峰

錬成講習會

入會審査の結果、演奏部入會が決定すれば、今度は文部省主催の「錬成講習會」（會期三日間午前中）を受けねばならぬ。この講習をうけると終了證が貰ふ。こゝで初めて技藝者證下附の申請をする資格が與へられることになるので申請に必要な書類は履歷書、申請書各正副一通及寫眞二葉（大きさタテ二センチ半ヨコ二センチ）等で、この書類を各人の所轄警察署を通じて終課に提出すると、約一、二ケ月で當通證が下附されるが、この技藝者證は五年目毎に書換へが行はれる。

4-3
「音樂文化協会会報」第1号
（'44年3月15日）

音樂會企畫審査に就て

昭和十八年九月一日以降藝能關係者の指示により、音樂會を開催せんとするものは音樂會企劃書を提出して審査をうけねばならぬことゝなつた。

之は要するに戰時下に於て特に開催するに適當かどうかを審査するものであつて左記企劃書を當協會指導課へ（音樂會開催二ケ月前に）提出せねばならぬ。尙この提出者は別項記載の「音樂事務者協議會」の會員であることを立て前としてゐる。

企劃書の內容

1、主催者の住所氏名
2、事務取扱者の住所氏名
3、會の名稱
4、技藝の種別（音樂又は音樂と無關の如き）
5、目的（なるべく具體的に直接の目的を記す事）
6、會場（不確定の場合は希望）
7、日時（〃）
8、全出演者の住所氏名、藝名技藝者號（長い合別紙に記すも可）
9、音樂、歌詞、作編曲者名（別紙に記すも可）
01、收支豫算書（有料無料共明細項目をあげて價算を記すこと）
11、出演者の略歷及藝歷
12、企劃書は四通作成のこと

右の提出企劃書は當協會の音樂會企劃審査委員會の審議にかけ、立ち合ひの警視廳係官の意問を經て確なしと決定されたら內一通に審査濟みの證明書を添へて主催者に返却される、こゝで初めて會の開催準備に着手することが出來ることになるのである。